

第 17 回 国土交通本省との意見交換会 要望事項

日時：平成 28 年 7 月 29 日（金）9：30～11：30

場所：東海大学校友会館 35 階「阿蘇の間」

I. 要望事項

【要望事項 1】

「専門工事業を評価する取組みについて」

(公社)全国鉄筋工事業協会

【要望趣旨】

建設産業構造（元請・下請企業関係）の大きな変化（別添 1—建設産業政策 2007 資料）と就労者の高齢化が進む中で、若年者入職促進に向けた取組が行政、発注者、総合工事業・専門工事業者、労働者一体となっており、現場での施工を担っている専門工事業者を評価する取組みに積極的に取組んでいただきたい。また、以下の取組み状況と今後の方向性についても併せて教えていただきたい。

1. 2013. 3 総合評価落札方式の運用ガイドラインに基づく「専門工事審査型総合評価方式」によると、全体工事に占める重要度の高い工事（法面、杭基礎、地盤改良又は海洋工事）から取り組むとのことであるが、その取組み状況と今後の取組みについて。また、4. の現場業務の多くの業務を専門工事業者が担っている状況から、すべての工事に専門工事審査型総合評価方式を拡大すること、併せて、厚生労働省建設労働者確保育成助成金において登録基幹技能者処遇向上コースとして助成金を支給するとの取組みが本年度から行われており、早急に配置義務化と評価について取組んでいただきたい。

2. 品確法、入契法、建業法の改正に伴って発注者が下請（専門工事業）を評価する等具体的な取組みについて（改正品確法 第 13 条）

3. 技能労働者不足に対する行政・発注者の対応について

10 年後技能労働者不足 128 万人（約 30 万人—新技術開発、生産性向上、90 万人—専門工事業直用（日建連ビジョン））として、技能労働者の確保・育成については、専門工事業者に期待されているところですが、安定的な事業展開ができない中、90 万人の直接雇用には無理がある。技能・技術に優れた企業が生き残れる競争環境が必要（過去にもこ

のような議論を行っているが、優良な企業ほど競争に不利な環境であった)。

4. 本来は元請業務であった現場での工事の計画・管理業務の16業務への関与について、契約上明らかでないまま専門工事業が行っている(建専連調査)状況が多く経費も見てもらえないという調査結果を提示しているが、その具体的な対応について

【要望事項2】

「登録基幹技能者の積極的活用・評価の推進について」

(一社)日本型枠工事業協会

【要望趣旨】

平成8年から民間資格制度として基幹技能者制度が開始され、平成20年1月、建設業法施行規則改正により、登録基幹技能者に対する経営事項審査で加点評価が実施されたことで、33業種42団体で51,660人(H28.3末現在)が登録基幹技能者となっております。おかげさまで、評価・活用は広がりつつありますが、経営事項審査・総合評価方式による加点評価は、元請に対する評価であり、下請に対する評価ではありません。登録基幹技能者は、専門工事業の各職種団体が認定機関として承認され実施している制度であるため、発注者・元請は、制度そのものを充分理解していないのが現状です。

登録基幹技能者の適正な評価及び有効活用について、先月10日に要望書を提出させていただきましたが(別添要望書)、評価対象工事の拡大など一層の促進を図っていただき、併せて、現場への配置義務化を行うなど検討いただきますようお願い申し上げます。

また、他省庁、独法、機構等公共発注機関においても幅広く登録基幹技能者に対する評価制度の拡大が図られますよう特段のご支援をお願い致します。

【要望事項3】

「建設産業の担い手確保・育成に向けた取組について」

(一社) 全国道路標識・標示業協会

【要望趣旨】

東日本大震災の復興、相次ぐ自然災害、劣化資産からの重大事故、熊本地震対策等、建設産業に対する期待が高まっていますが、就労者の高齢化が進み、若者から敬遠される産業となっています。一部では、建設業への入職者が増えているとの報道もありますが、将来的には、人口減少と相俟って建設労働者の不足が懸念されているところです。

建専連として、建設産業政策2007「更なる再編淘汰は不可避」との方針が出された時から、国、元請団体、教育界等と連携を取りながら、地域で活躍している企業・団体の紹介、建設スキルアップサポート制度、富士教育訓練センター等との連携強化の取組みをしてきたところですが、まだまだ、この産業は総合工事業が建設業で、職別に建設業があること、災害時にいち早く現場の復旧活動に従事等日頃の生活に直接かかわっている産業である事が知られていません。

昨年度も要請したところですが、文部科学省は、小・中学生に幅広く社会体験の場を求めてきており、他産業のさまざまな場での活動をしております。そのような中、常日頃から全国各地で専門工事業の仲間が体験学習の受け入れや出前講座を行っている企業が有りますが、現場体験を受け入れるには元請、発注者の了解を得なければなりません。発注段階において体験学習受け入れ事業である旨の指定をしていただけないでしょうか。(現場見学会の他)

建設現場は危ないから受け入れないではなかなか建設業を理解してもらえません。

「建設現場へGO」の広報もなされているところですが、直接経験することが興味をもってもらえることになり、子供が関わって来ることになれば親も参加する機会が増え、今何が身近に行われているか知る事にもなり、建設業への理解も得れるのではないのでしょうか。

富士教育訓練センターで研修を受けている工業高校生のアンケートでも建設業に対する意識調査(H26 国土交通省)で、何時建設業に興味を持ったかについて、中学校時との回答が多く、小さい時から何らかの形で建設業を経験することが必要で有ることがうか

がえます。文科省からの要請もあり積極的に取組むべきではないでしょうか。

【要望事項4】

「社会保険未加入の一人親方の対応について」

(一社)日本塗装工業会

【要望趣旨】

平成 27 年 10 月公共工事労務費調査によると、3 保険の加入率は、企業別で 95%労働者別別で 72%と加入者が増えてきていますが、企業側は、仕事の減少から従業員を一人親方として利用し、社会保険加入を逃れている節が見受けられ、一人親方の増加となってきました。このような一人親方の処遇は、どのように対応するのかお聞かせ頂きたい。

平成 29 年 4 月からは、公共工事において社会保険未加入者は現場に入場できない事になったことが一因だとすれば、建設業を営む者はすべて許可制又は登録制にする等検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

また、今後の取り組みとして標準見積書対応から、契約時に社会保険等の経費を明示することを義務付けすることにも取り組んで頂きたい。